

【県免許】

准看護師に係る手続き

申請区分	必要書類	手数料
新規申請 初めて免許を申請する場合	1 免許申請書 2 医師の診断書 ※発行日から1ヶ月以内のもの 3 住民票の写し（本籍が記載され、かつ個人番号が記載されていないもの）又は戸籍抄（謄）本 ※出願後に本籍又は氏名の変更があった場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合は住民票の写しではなく本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付 ※発行日から6ヶ月以内のもの ※コピー不可 ※外国籍の方は国籍、氏名、生年月日、性別が記載されている次の書類 ・中長期在留者、特別永住者：住民票の写し（個人番号が記載されていないもの） ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し 4 合格証書の写し ※免許申請書に合格した試験の施行年月・受験地・受験番号が記載されている場合は省略可（他の都道府県合格の場合は省略不可） 5 官製はがき（登録通知書用） ※希望される方のみ	山口県収入証紙 5,600円
籍訂正・免許証書換え交付 氏名や本籍地の都道府県等に変更が生じた場合	1 籍訂正・免許証書換え交付申請書 2 遅延理由書 ※変更を生じた日の翌日から起算して30日以内に申請する場合は不要 3 戸籍抄（謄）本 ※従前戸籍が記載されているなど変更の経過が判るもの ※発行日から6ヶ月以内のもの ※コピー不可 ※外国籍の方は国籍、氏名、生年月日、性別が記載されている次の書類 ・中長期在留者、特別永住者：住民票の写し（国籍が記載され、かつ個人番号が記載されていないもの）、申請事由を証する書類 ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し、申請事由を証する書類 4 免許証の原本 ※紛失している場合は再交付手続きを行うこと	山口県収入証紙 3,400円 ※他の都道府県免許の場合は欄外参照
免許証再交付 免許証を紛失したり破損した場合	1 免許証再交付申請書 2 住民票の写し（本籍が記載され、かつ個人番号が記載されていないもの）又は戸籍抄（謄）本 ※発行日から6ヶ月以内のもの ※コピー不可 ※外国籍の方は国籍、氏名、生年月日、性別が記載されている次の書類 ・中長期在留者、特別永住者：住民票の写し（個人番号が記載されていないもの） ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し ※籍訂正・免許証書換え申請と同時に申請する場合は省略可 3 本人確認ができる公的証明書 ※顔写真入りのものが望ましい 4 免許証の原本 ※破損等による場合	山口県収入証紙 4,100円 ※他の都道府県免許の場合は欄外参照
登録抹消 免許が不要になったり、免許保持者が死亡または失踪した場合	1 籍登録抹消申請書 2 遅延理由書 ※変更を生じた日の翌日から起算して30日以内に申請する場合は不要 3 死亡や失踪の場合、死亡診断書、死体検案書又は戸籍抄（謄）本もしくは失踪宣告を明らかにする書類 ※コピー不可 4 免許証の原本 ※添付できない場合は申立書（任意様式）	手数料不要

※他都道府県知事が交付した免許証の場合は手数料が異なります。免許証を発行した都道府県へ確認の上、普通為替又は定額小為替を申請書に添付してください。（貼付しないこと）なお、福井県及び長崎県については、普通為替及び定額小為替での手数料納付ができず、オンラインでの納付のみとなります。詳しくは、福井県または長崎県のホームページでご確認ください。